

宗像市教育委員会スポーツ関連備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯スポーツを通じて、地域のコミュニティ活動の推進、健康の保持増進に資するためスポーツ関連備品（以下「備品」という。）を貸出し、地域のコミュニティづくりを図るとともに備品の適正な管理を行うことを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 備品の貸出を受けることができる者は次のとおりとする。

- (1) 宗像市内に居住を有する者。
- (2) 宗像市内に勤務している者。
- (3) 宗像市の社会教育団体。
- (4) その他教育長が適当と認める者。

(物品)

第3条 貸出備品は別表のとおりとする。

(貸出申請)

第4条 備品の借受人は、備品貸出の申請をする時は備品借用申込書（様式1）を教育長に提出しなければならない。

2 前項による申請は使用日の1ヶ月前から申請することができる。

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、貸出日は市の休日（宗像市の休日を定める条例（平成15年宗像市条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たらない日とし、貸出日から6日後の日が市の休日に当たるときは、同日以後の市の休日でない最初の日を返却日として、貸出期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは貸出期間を延長することができる。

(目的外使用等の禁止)

第6条 借受人は、備品を常に善良な管理者の注意をもって良好に管理するものとし、備品を他の目的に利用し、他人に譲渡し、転貸し、交換、もしくは担保に供してはならない。

(原状回復及び損害賠償)

第7条 借受人は、備品を棄損又は滅失したときは、現状に回復するものとする。

2 借受人は、前項の規程により原状回復ができない場合は、教育長の認定により損害を賠償しなければならない。

(事故責任)

第8条 借受人は、備品の使用に際しての事故等は、借受人においてその一切を解決しなければならない。

第9条 この要項に定めるもののほか、備品貸出に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。